事　務　連　絡
令和３年１月 28 日

厚生労働大臣認可（水道事業者／水道用水供給事業者）担当者　殿
都道府県水道行政主管部（局）　担当者　殿

厚　生　労　働　省
医薬・生活衛生局水道課

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、令和元年６月４日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添１）に基づき、政府では、マイナポイント事業による消費活性化策や令和３年３月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけをしているところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることが期待されます。また、コンビニでの各種証明書の取得や e-Tax による確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、マイナンバーカードは、従業員にとっても、大きなメリットがあるカードです。

以上を踏まえ、改めて政府において「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて」協力依頼をすることとなりました。

つきましては、下記要領で、貴団体職員等に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について、改めて呼びかけを行っていただきますようお願い申し上げます。

また、各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者への周知をお願いいたします。

記

１）呼びかけに係る資料を用意しましたので、ご活用下さい。
　・説明資料「メリットいっぱい、マイナンバーカード」
　資料は、そのまま、貴社のイントラネットへ掲載いただいたり、社員に対しメール添付でお知らせいただいたりできるよう、作成しています。全ての職員の方が閲覧できるように、チラシの周知をお願いいたします。
２）以下のマイナンバーカードに関する説明動画資料・ポスター、リーフレットが掲載されているホームページのアドレスを記載しましたので御活用下さい。

（ア）　　マイナンバーカードについての説明（メリットいっぱいマイナンバーカード）

【説明動画】

https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html

（職員の方々に視聴いただくよう呼びかけをお願いいたします。）

【説明資料】

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/meritippai.pdf

（イ）　　マイナンバーカードの健康保険証利用（リーフレット）

・「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」

・「2021 年 3 月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」

（ウ）　　その他マイナンバーカードに関する資料等

【マイナンバーカード説明動画】

・「マイナちゃん・平井大臣がマイナンバーカードについて解説してみた」

https://www.youtube.com/watch?v=hRTvuZsU8Kk

【マイナンバーカード広報ポスター&リーフレット】

・リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」

・リーフレット「マイナンバーカードで上限 5000 円分のマイナポイントがもらえる！」

・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」

・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」

・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」

※　上記のリーフレット等はこちらからダウンロードできます。

https://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/file.html#contents

３）呼びかけは、できる限り速やかに実施頂ければ幸いです。

４）令和２年度中にＱＲコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付する予定であり、ＱＲコードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単にできるものとなっております。また、一部の市区町村においては、カードの交付申請について、会社等に赴く出張申請受付方式を実施しています。出張申請受付方式の概要については、別紙を御参照ください。詳細については、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談下さい。

（参考）

・地方公共団体情報システム機構　マイナンバーカード総合サイト（申請方法）

https://www.kojinbango-card.go.jp/

・地方公共団体情報システム機構からの送付物について

https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/

５）以上のほか、実情に応じ、職員等に対し、効果的な呼びかけ等を行っていただけば幸

いです。なにとぞ、よろしくお願いいたします。

（連絡先）
厚生労働省
医薬・生活衛生局水道課
担　当：水島、塚越
電　話：03-3595-2368（直通）
E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp

別添１（概要）

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（概要）

令和元年６月４日
デジタルガバメント閣僚会議

Ⅰ　基本的考え方

- **国民にマイナンバー制度のメリットをより実感**していただける**デジタル社会を早期に実現**するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

Ⅱ　マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

１．自治体ポイントの活用

（１）制度設計等（**基本的な制度設計について、検討を加速**し、**結論を得次第、順次広報を実施**。）
（２）環境整備（本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報）

２．マイナンバーカードの健康保険証利用

（１）医療の質と利便性の向上等（確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用　等）
（２）マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備（マイナンバーカードの健康保険証利用を**令和3年3月から本格運用**。**令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指す**こととし、具体的な工程表について、本年8月を目途に公表。**令和4年度末までの具体的な移行スケジュール**を含め、**保険者毎の被保険者のカード取得促進策**についても、本年8月を目途に公表。国家公務員及び地方公務員等については、**本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進**。）
（３）企業の総務事務の効率化の促進等（社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化　等）

３．マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

（１）全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等(安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、**令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定**し、具体的な工程表を8月を目途に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。）
（２）全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ（全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。）
（３）マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等（企業等への出張申請サービスの積極的展開、他の行政機関等（ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等）との連携強化による市区町村の出張窓口の設置（臨時措置））
（４）住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備　（新生児、外国人等の住民票作成）
（５）取得申請事務の簡素化等（写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等）
（６）電子証明書等の更新への対応

４．マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

①デジタル・ハローワーク・サービス、②デジタル・キャンパス、③納税手続きのデジタル化、④建設キャリアアップシステムとの連携、⑤各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥公的サービス等での利用拡大、⑦マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

５．マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

６．マイナンバーの利活用の推進（情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化）

Ⅲ　フォローアップ等

- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。

別添１

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（抄）

令和元年６月４日
デジタル・ガバメント閣僚会議

Ⅰ　基本的考え方

国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

このため、令和２年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策について、利便性が高く、将来のポイント利用の拡張性も担保したシステム基盤を目指し、マイナンバーカードの普及につなげる。

令和３年３月からは、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用する。その際、全国の医療機関等が円滑に対応できるよう、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、国家公務員や地方公務員等によるマイナンバーカードの率先した取得を促すとともに、各保険者による取得促進策の速やかな具体化を推進する。

（略）

各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す。

Ⅱ　マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

３．マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

（２）全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ

マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業にお　いて必要な手続が円滑に進むよう、本年７月に、全業所管官庁等の局長級会議を設置する。

業所管省庁毎に、工程表等を作成し、各団体等への要請、説明会の開催、カード申請出張サービスの案内等を進めるとともに、定期的なアンケート調査等を通じて、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。

また、健康保険証利用が円滑に進むよう、各業所管省庁から業界団体等を通じて、初回登録、医療機関へのシステム対応等の働きかけ、被保険者への周知等を実施する。

あわせて、主要経済団体等を通じて、同様の取組を行う。

よくある質問にお答えします

いつから健康保険証として使えるようになるの？

健康保険証としての利用は、2021年3月から順次始まる予定です。
利用するための申込は、マイナポータルでできます。

どこの病院や薬局で使えるの？

2021年3月から、医療機関・薬局などで、マイナンバーカードの健康保険証利用が順次可能となる予定です。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。

マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。
もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続することはできない仕組みになっています。

マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになっても、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。
落としたり、失くしたりした場合は、フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。

マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、**以下４つの方法**から申請できます！

スマートフォン

半分以上の人がオンラインからの申請なんだって！

❶ スマホで顔写真を撮影。
❷ スマホで交付申請書の**QRコードを読み取る。**
❸ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
❹ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了。

交付申請書

パソコン

交付申請書記載の申請書IDが必要だよ

❶ カメラで顔写真を撮影。
❷ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
❸ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了。

申請書IDを入力！

証明用写真機

❶ タッチパネルから**「個人番号カード申請」**を選択。
❷ 撮影用の料金を投入して、交付申請書の**QRコードをバーコードリーダーにかざす。**
❸ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
❹ 画面の案内にしたがって、顔写真を**撮影して送信**し、申請完了。

郵便

❶ 交付申請書に必要事項を記入し、**6ヶ月以内**に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

カードの仕上がりが早いスマホでの申請がおすすめ！

交付申請書をお持ちでない方は、 マイナンバーカード 郵便

❶ 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！プリントアウトしてご利用ください。
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です
❷ 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。
本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178（マイナンバー）
受付時間(年末年始を除く)
平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難によるマイナンバーカードの利用停止については24時間365日受付！

▼ 一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等	その他のお問合せ
050-3818-1250	050-3816-9405

▼ 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について	マイナンバーカード等
Inquiries about My Number System	Inquiries about My Number Card etc.
0120-0178-26	0120-0178-27

マイナンバーカードの↓申請方法はこちら↓
https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/

2021年3月(予定)から マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになります！

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター
マイキーくん

内閣府 総務省 厚生労働省

2021年3月(予定)からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

❶ マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

❷ オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン!

ここをクリック!

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*でできます。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

マイナンバー(12桁の数字)は使いません!

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報は記録されません。

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ＩＣチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

どんないいことが? 6つのメリット

POINT 1 健康保険証としてずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越ししても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。

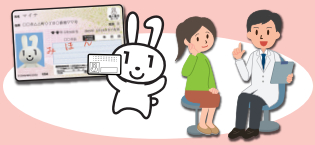

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT 2 医療保険の資格確認がスピーディに!

カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。

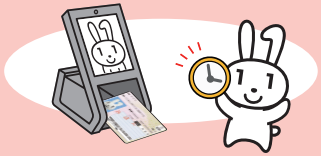

POINT 3 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。

※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT 4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。

POINT 5 医療保険の事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。

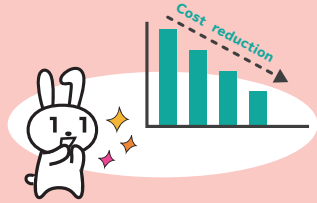

POINT 6 医療費控除もカードで便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。

また、2021年分 所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。

利用申込受付開始！

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！

2021年3月（予定）から利用開始
※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。

内閣府　総務省　厚生労働省

医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすだけ！

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

利用申込はカンタン！　今すぐ申込可能

まずは必要なものをチェック！

❶申込者本人のマイナンバーカード
　＋あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
❷マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダー）
❸「マイナポータルAP」のインストール

iPhone　Android

STEP1 ●ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルへアクセスする。
※「マイナポータルAP」は閉じてください。

スマホからのアクセスはこちら！

STEP2 ●「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。

STEP3 ●利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4 ●マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

ここをクリック！

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

ウラ面も見てね！

どんないいことがあるの？

就職・転職・引越をしても
健康保険証として
ずっと使える！
※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

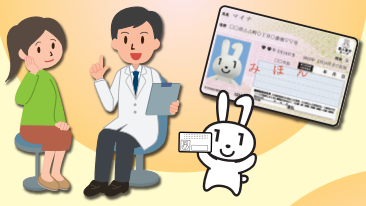

あなたが同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
今までに使った正確な薬の
情報が医師等と共有できる！

マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費情報が
見られる！

マイナポータルを通じた
医療費情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
カンタンに！

限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額以上の支払が免除される！

※マイナンバーカードの健康保険証利用には、IC チップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12 桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

いつから使えるの？

マイナンバーカードの
申請はお早めに！

現在
- ●マイナポータルで、利用申込受付中！

2021年3月（予定）から
- ●医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- ●マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

2021年10月（予定）から
- ●マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に

2021年分所得税の確定申告（予定）から
- ●確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に

**申込方法は
特設ページでも
確認できます！**

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル
0120-95-0178
（マイナンバー）

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）
平　日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ
ＱＲコード付き交付申請書が順次送付されます！

○ まだマイナンバーカードをお持ちでない方（※）へ、オンライン申請が可能なQRコード付き交付申請書の送付を**令和2年11月から順次開始**しています。

※ マイナンバーカードをお持ちでない方のうち、(1)75歳以上の方、(2)乳児、(3)在留期間の定めのある外国人住民など別途申請勧奨を行う方や、(4)DV被害者等の居所設定者等を除く方が対象となります。

QRコード付き交付申請書

○ 市区町村ごとに送付スケジュールを調整し、対象者へ地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より、**令和3年3月までに送付を行う予定**です。

※ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）は、全国の都道府県・市区町村が共同して運営する組織です。

○ 交付申請書の右下にある**QRコードをスマートフォンなどで読み取り**、メールアドレスとメール連絡用氏名、顔写真データ、生年月日を登録するだけで、**オンラインで簡単に申請**ができます。

➢ 申請にあたり、口座番号など上記以外の個人情報の登録を求めることは一切ありません。

※ 紙の交付申請書と返信用の封筒も同封されていますので、切手なしでの郵送申請も可能です。

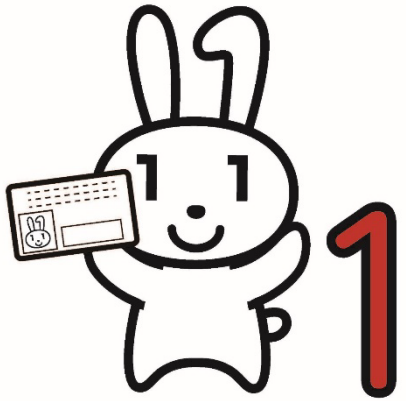

○ 交付手数料は**無料**です。
この機会にぜひ、マイナンバーカードの申請をお願いします。

出張申請受付方式について

１　出張申請受付方式とは

（１）概要

・　出張申請受付方式とは、マイナンバーカードの申請に当たり、勤務先企業等に市区町村職員が出向き、一括して申請受付を行う方式。

・　受付時に本人確認を実施しているため、本人限定受取郵便等でカードが郵送され、申請者は役所に出向くことなくカードの受取りが可能。

（２）申請者（従業員等）のメリット

・　出張申請受付方式の場合、後日自宅にマイナンバーカードが郵送されるため、カードの受取に係る負担を軽減できます。

・　施設等に入所されている方や仕事の都合により役所に出向くことが困難な方もカードの取得が容易になります。

２　マイナンバーカード申請窓口設置について

（１）基本的考え方

事業所・市区町村の事務負担を最小限としつつ、事業所利用者の一定数以上を確実にマイナンバーカード申請窓口に誘導できるよう、管轄市区町村との調整等のうえ、事業所等に管轄市区町村によるマイナンバーカード申請窓口を設置する場合には、事業所と管轄市区町村との間での協議の上、窓口を設けることとする。

（２）マイナンバーカード申請窓口設置までの標準的な流れ

①　管轄市区町村あてにマイナンバーカード申請窓口の設置の要請【約３０日前】

②　管轄市区町村との打ち合わせ

・　実施日、想定される人数、市区外在住者の受付の可否

・　事業所職員と市区町村職の役割分担、事業所への依頼事項の説明・確認

・　申請当日のタイムスケジュール

・　事業所内での広報・周知、申請当日に必要な書類等事前配布

・　会場や物品（机・椅子）の手配

③　事業所による窓口設置についての利用者への事前周知

・　事業所内における窓口設置日時周知のためのポスター掲示・チラシ配付等利用者への設置周知等

・　窓口設置当日のマイナンバーカード申請に必要な書類等を併せて周知

④　窓口設置当日の流れ

・　事業所内（会議室等）にマイナンバーカード申請窓口を設置

・　利用者に対し、マインナンバーカード申請窓口への誘導